

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2019年4月(2019.3.20~2019.4.15)

法令情報

1. 容器包装リサイクル法に係る改正 全10件 (10件共2019.3.29公布、2019.4.1施行)

-1. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第1号>

※残りの題目は最終ページに記載

容器包装リサイクル法は、一般廃棄物に分類されるプラスチックの「容器」や商品の「包装」の再商品化(リサイクル)を、それらを販売する事業者等(特定容器利用事業者等)に義務付ける法律です。今般、2019年度 特定容器利用事業者の再商品化義務量算定用の係数等が公表されました。またプラスチック製の容器包装等特定分別基準適合物の再商品化義務総量が引き上げられました。

特定容器利用事業者・特定容器製造等事業者・特定包装利用事業者に適用されます。

<参考>関連団体ホームページ <https://www.jcpra.or.jp/>

2-1. エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

<政令第144号>(2019.4.3他公布、2019.4.15施行)

-2. エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令<経済産業省令第46号>

エネルギー消費性能の向上を促すトップランナー制度の対象である「照明器具」及び「電球」に関する改正です。照明器具は、蛍光灯使用品のみが対象でしたが、新たにLED電灯器具が追加、またLEDランプが電球に改められ、光源種を問わず電球全体が対象となりました。

照明器具製造事業者・電球製造事業者等に適用されます。

<参考>経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190329001/20190329001.html>

<参考>経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2019/04/20190412004/20190412004.html>

3. 一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令

<経済産業省令第21号>(2019.3.29公布、同日施行)

今回の改正は、水素燃料電池自動車の普及、水素社会の実現に向けた技術進歩等に対応するものです。水素スタンドに関する技術基準等が見直されました。

高圧ガス保安法に基づく当該ガス製造許可申請事業者等に適用されます。

<参考>電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595119013&Mode=3>

4-1. 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件 他8件 ※残りの題目は最終ページに記載

<環境省告示第46号>(すべて2019.3.20公示、同日適用開始)

工場排水試験に関するJIS K0102規格の改正に伴い、公共用水域水質、地下水、土壌及び排水等の環境基準に係る測定方法の告示が改正されました。対象物質は、フッ素、アルキル水銀、全シアン及び六価クロム等です。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/106596.html>

一般情報

1. 「環境報告のための解説書 環境報告ガイドライン2018年度版対応」の公表について

(2019.4.12環境省)

環境省は、今般、事業者が環境報告を行う際の手順、書き方、開示例や難解な事項についてまとめた解説書を発行しました。環境報告を行うにあたり、環境報告ガイドラインとともに利用できます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/106687.html>

2. 「土壌汚染対策法ガイドライン」の公表について (2019. 3. 28環境省)

環境省は、2019. 4. 1に施行された改正土対法を踏まえたガイドラインを改訂・公表しました。主な改訂内容は、汚染のおそれの由来ごとの調査や調査方法について一部改訂され、調査方法に係る図解等が掲載されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/106629.html>

3. 民間企業の方のための気候変動適応ガイドの公表について (2019. 3. 22環境省)

近年、豪雨災害等による建物損壊、停電、断水や物流の断絶等による企業への影響が増えており、これらの影響を回避・軽減するための取組を行うことが、事業の持続可能性を高める上で必要不可欠となってきました。今般、環境省は、気候変動と事業活動との関係について理解を深め、気候変動適応の取組を進める際の参考となるガイドを作成しました。本ガイドでは、気候変動の事業活動への影響と適応への取組の基本的な進め方、民間企業が適応に取組むメリットなどが紹介されています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/106606.html>

4. 「環境 人づくり企業大賞2018」の受賞企業の決定について (2019. 3. 28環境省)

題記表彰は、地球環境に配慮した企業経営の必要性を認識し、その実現のため自ら進んで行動する人材を育成する企業を表彰するもので、今年度で5回目の開催です。今般、2018年度の環境大臣賞他、各賞の受賞者35社が決定しました。企業名ほか受賞企業の評価された取組ポイントも掲載されています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/106637.html>

5. 2017年度における地球温暖化対策計画の進捗状況について (2019. 4. 1環境省)

2017年度の日本の温室効果ガスの総排出量は、12. 9億トン(CO2換算)で、前年度比1. 0%減少しました。主な要因は、太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電所の再稼働等による非化石燃料の割合増加によるものです。エネルギー起源二酸化炭素排出量の部門別では、産業部門が4億トン(前年度比▲1. 5%)、運輸部門が2億トン(同▲0. 9%)、業務部門が2億トン(同▲2. 7%)と減少しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/106633.html>

6. 2017年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に

関する調査結果について (2019. 4. 4環境省)

環境省は、2017年度の土壌汚染状況調査結果等を公表しました。法に基づく調査結果報告件数は839件(前年度比+8)で、条項別で見ると、第3条 290件、第4条 170件、第5条 0件、第14条 379件でした。結果から要措置区域に指定された件数は84件(同+4)、形質変更時要届出区域に指定された件数は470件(同+22)と昨年と比べて、いずれも増加しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/106650.html>

7. 2018年度地中熱利用状況調査の結果について (2019. 3. 26環境省)

地中熱は、天候や地域に左右されない安定した再生可能エネルギーとして、空調、給湯、融雪などの用途に用い、省エネ、ヒートアイランド対策等に活用できます。今般、2018年度の地中熱利用状況が公表されました。地中熱利用システムの設置件数は、7. 7千件(前年度比+871)と増加しました。システム別

では、ヒートポンプが34%、空気循環が27%、水循環が26%と3方式で全体の87%を占めました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/106636.html>

8. 2019年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(エコリース促進事業)に

係る指定リース事業者の採択について (2019. 3. 28環境省)

環境省は、中小企業等を対象にしたリースによる低炭素機器の普及を目的に、低炭素排出産業機械・ボイラ等のリース料の数%を補助する事業を行っています。今般、同事業に係るリース事業者1265社が採択されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/106634.html>

9. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2019. 4. 1 環境省)

JFE 環境株式会社の東京都江東区にある PCB 汚染物等焼却施設が、低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理施設の認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/106626.html>

公募情報

1. 2019年度「二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業」の公募について

(2019. 4. 5環境省)

本事業は、優れた低炭素技術等を活用し、途上国における温室効果ガス排出量を削減する事業を実施し、測定・報告・検証を行う事業の初期投資費用の一部を補助するものです。開発途上国における温室効果ガスの削減とともに、二国間クレジット制度を通じて日本の温室効果ガス排出削減目標の達成に資することを目的としています。募集期間は、2019. 11. 29までです。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/106662.html>

2. 2019年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(物流分野におけるCO2削減対策促進事業)の公募について (2019. 4. 11環境省)

本事業は、IoT等の新技術を活用した物流の低炭素化及び効率的かつ低炭素な輸送モード等への転換によって、物流システム全体の低炭素化への転換を図るため、物流分野におけるエネルギー起源二酸化炭素排出の抑制に資する、情報システムネットワーク化や連結トラック等の設備や技術等を導入する事業に要する経費の一部を補助するものです。募集期間は、2019. 5. 14までです。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/106678.html>

3. 「省CO2先導プロジェクト2019」の第1回提案募集を開始します

2019年度サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型) (2019. 4. 15国交省)

本事業は、建築物省エネ法の省エネ基準に適合する省エネ・省CO2に係る先導的な技術を導入する建築物(非住宅)や戸建住宅等の建築に要する設計費、建設工事費等の費用の一部を補助するものです。募集期間は、2019. 5. 29までです。

〈参考〉国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000855.html

4. 2019年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業)の公募について (2019. 4. 15環境省)

本事業は、CLT(直交集成板)等に代表される新たな部材を用いたモデル建築物を建設し、その断熱性能

をはじめとする省エネ効果等について定量的に把握する事業を行うために要する経費の一部を補助するものです。募集期間は、2019.5.24までです。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/106698.html>

5. 2019年度 再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業の公募について

(2019.4.18環境省)

本事業は、低炭素水素社会の実現と燃料電池自動車の普及・推進のため、再エネ由来の水素ステーションの導入、再エネ由来水素ステーションの保守点検及び燃料電池産業車両(燃料電池フォークリフト・燃料電池バス)の導入を行う地方公共団体や民間企業に対して、事業に要する経費の一部を補助するものです。募集締め切りは、事業内容により異なり2019.5.17、2019.8.30または2019.11.29です。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/106712.html>

以上

〈法令情報 1.の続き〉

1-2. 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令 〈経済産業・環境省令第1号〉

-3. 特定事業者責任比率の一部を改正する件

〈財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第1号〉

-4. 再商品化義務総量の一部を改正する件 〈同 第2号〉

-5. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第1号に

規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件 〈同 第3号〉

-6. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号イに

規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件 〈同 第4号〉

-7. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ロに

規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件 〈同 第5号〉

-8. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ニに

規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件 〈同 第6号〉

-9. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第13条第2項第3号に

規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件 〈同 第7号〉

-10. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第12条第2項第2号ニに

規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件〈経済産業・環境省告示第1号〉

〈法令情報 4.の続き〉

4-2. 環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の一部を改正する件 〈環境省告示第47号〉

-3. 土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件 〈同第48号〉

-4. 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件〈同第49号〉

-5. 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件 〈同第50号〉

-6. 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件 〈同第51号〉

-7. 水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める

検定方法の一部を改正する件 〈同第52号〉

-8. 水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める

測定方法を定める件の一部を改正する件 〈同第53号〉

-9. 地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件〈同第54号〉